

震災時の無料建築相談窓口の設置などについて、 協力体制を強化します！！

～震災時の協力に関する協定を、新たに建築設計 1 団体と締結します！～

1 協定名

地震災害時の被災建築物に関する応急支援等に係る協定

2 今回締結を行う団体

公益社団法人日本建築家協会（関東甲信越支部 神奈川地域会）

3 協定締結日時

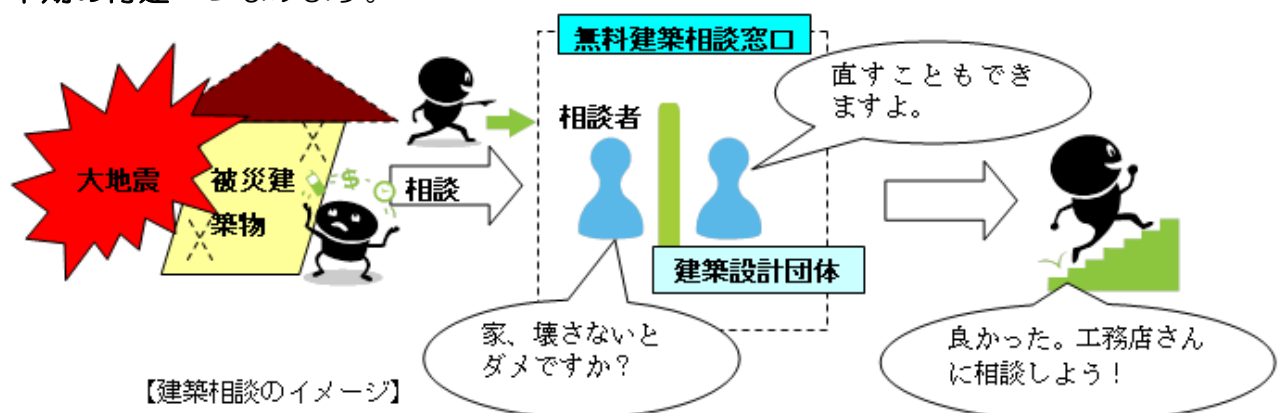
- ・平成 25 年 5 月 21 日（火） 午前 11 時から午前 11 時 30 分まで
- ・横浜市中区相生町 3-56-1 JNビル 14 階 建築局 局長室

※取材につきましては、当日 JNビル 4 階会議室に午前 10 時 55 分までにお越しください。

（撮影可）

4 協定締結の趣旨

東日本大震災時には、横浜市でも市民の皆様から「このまま住み続けて危なくないか」「どのように修理したらよいか」などの相談が、多く寄せられました。これらの要望にいち早く対応するため、あらかじめ市内の建築設計団体と協定を締結し、建築相談窓口を震災後速やかに区役所などの市民の皆様的身近な場所に設置し、市民の安心を確保し早期の再建へつなげます。



お問い合わせ先

建築局建築企画課長 脇出 一郎 Tel 045-671-3592

(参考)

1 震災時の協力に関する協定概要

- (1) 震災建築物応急危険度判定士の参集要請に関する事
- (2) 被災建築物の建築相談に関する事
- (3) 被災建築物の被害認定調査の技術的支援に関する事
- (4) 前各号に関する訓練の実施及び知識の習得に関する事

※応急危険度判定とは：大地震が発生した直後に、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を図ることを目的とした制度

※被害認定調査とは：被災者の救済を目的として、建物の「全壊」及び「半壊」等について、国の認定基準に基づいて、主に柱・耐力壁等主要構造部の損害状況について調査するもの

2 締結先団体について

団体名 公益社団法人日本建築家協会（会長 芦原 太郎）

本協定は横浜市内を対象区域としているため、本市を活動範囲に含む「公益社団法人日本建築家協会 関東甲信越支部 神奈川地域会」が実際の活動を行います。

・公益社団法人日本建築家協会 関東甲信越支部 神奈川地域会 について

代表 青木 恵美子

会員数 211名（平成25年4月1日現在）

概要 公益社団法人日本建築家協会は、建築家の資質の向上および業務の進歩改善を図ることを通じて、建築物の質の向上と建築文化の創造・発展に貢献することを目的として結成された団体です。当該協会の関東甲信越支部神奈川地域会は、より地域に根ざした建築家集団を目指すため、25年前に支部の統括のもと、「JIA神奈川」という名称で発足した地域会であり、地域に根ざした多様な活動をプロデュースしています。

3 既に協定を締結している団体

本市では、平成25年1月15日に以下の建築設計団体3団体と協定を締結しています。

- ・社団法人 神奈川県建築士事務所協会 横浜支部
- ・一般社団法人 横浜市建築士事務所協会
- ・横浜市建築設計協同組合